

## 軌道法施行規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 軌道主任技術者の選任又は解任の届出  
手続根拠 : 軌道法施行規則第18条の3  
軌道法施行規則第36条  
軌道法施行規則第38条第1項  
手続対象者 : 軌道経営者  
提出時期 : 軌道主任技術者を選任し、又は解任した場合に遅滞なく届出  
提出方法 : 管轄する各都道府県へ届出書を提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 1部  
申請書様式 : 軌道主任技術者選任又は解任届出書  
記載要領・記載例 : 提出先となる各都道府県にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 各都道府県  
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 管轄する各都道府県

### 3. 手続情報

- 審査基準 : なし  
標準処理期間 : なし  
不服申立方法 : なし